

## 新たな再編案についての説明資料

### 1 再編案

#### 西遠と北遠の2区案

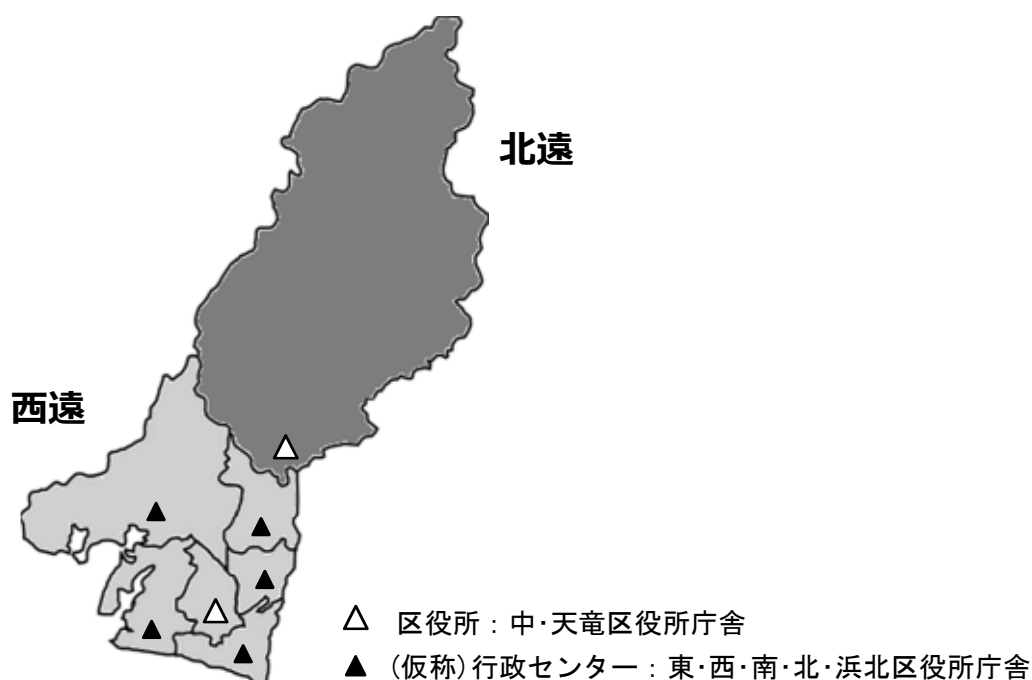
構成	現行の区	人口(割合)	面積(割合)
西遠	中・東・西・南・北・浜北区	777,510人 (96.3%)	614.04 km <sup>2</sup> (39.4%)
北遠	天竜区	29,503人 (3.7%)	944.00 km <sup>2</sup> (60.6%)

出典：平成30年版浜松市統計書「町別面積、人口」

(人口は住民基本台帳 平成29年12月末日現在(外国人住民含む)、面積は平成19年4月1日の都市計画基礎調査による)

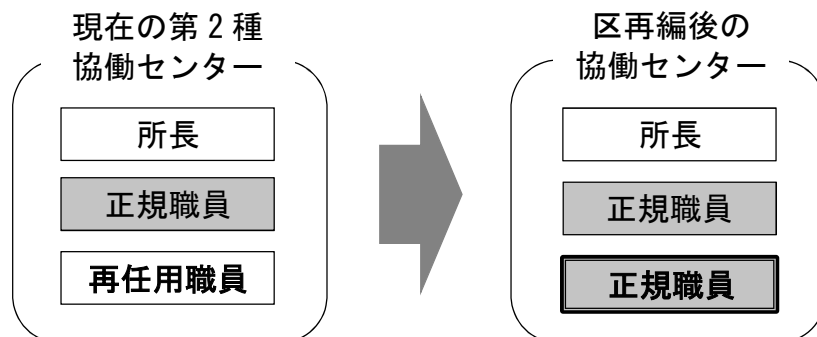
### 2 行政サービス提供体制

- (1) 再編後、区役所とならない東・西・南・北・浜北区役所庁舎を(仮称)行政センターとし、引き続き市民サービスを提供。
- (2) 区役所組織である福祉事務所(社会福祉課、生活福祉課(中区役所のみ)、長寿保険課)、健康づくり課を本庁組織とし、引き続き区役所庁舎・(仮称)行政センター庁舎に本庁出先機関として設置。
- (3) 再編により、再配置可能な職員数は最大115人と試算。こうした人員で、人口減少・少子高齢化、第4次産業革命など社会経済情勢の変化に伴う行政需要に対応。



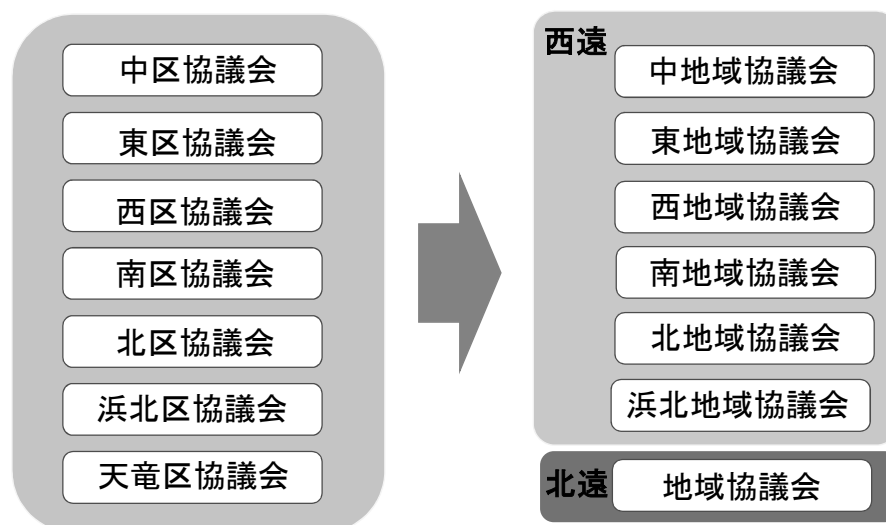
### 3 市民協働による地域づくり

- (1) 協働センターの機能強化のため、再任用職員の代わりに正規職員を配置し、コミュニティ担当職員を中心とした体制で自治会活動などコミュニティ支援を充実。正規職員 35 人の増を予定。



- (2) 区再編後も、現在区で行われている事業は、地域固有の事業として継続。
- (3) 区協議会に代わり、7つの地域に協議会を設置。

[地域協議会のイメージ]



### 4 北遠地域の特性に応じた地域政策推進体制の強化

担当副市長を北遠地域の区役所に常駐配置し、現在の2名体制を3名体制とする。

- 所管地域は、北遠地域（天竜区）及び北区の一部の中山間地域とする。
- 所管事務は、北遠地域の区役所に属する事務に加え、第2次中山間地域振興計画に基づく地域政策に関する事務など所管地域に関する事務等を想定。